

時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース)について

※職場意識改善助成金より改称

平成29年度

平成30年度

予算額 410,080千円

【助成概要】

時間外労働の上限設定を導入する措置をとる中小企業事業主に対し助成

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用

【成果目標】

現に時間外労働の限度基準(月45時間又は年360時間)の時間数を超える内容の36協定を締結している事業場について、限度基準以下(月45時間又は年360時間以下)の上限設定を行うこと

【助成率、上限額】

費用の3/4を助成、上限50万円

予定額 1,919,015千円

【助成概要】

時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成
※限度基準告示の適用除外業種(建設の事業、自動車運転業務に係る事業等)も支給対象とする

【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用(業務研修を含む)、外部専門家によるコンサルティング費用、労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等 労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費

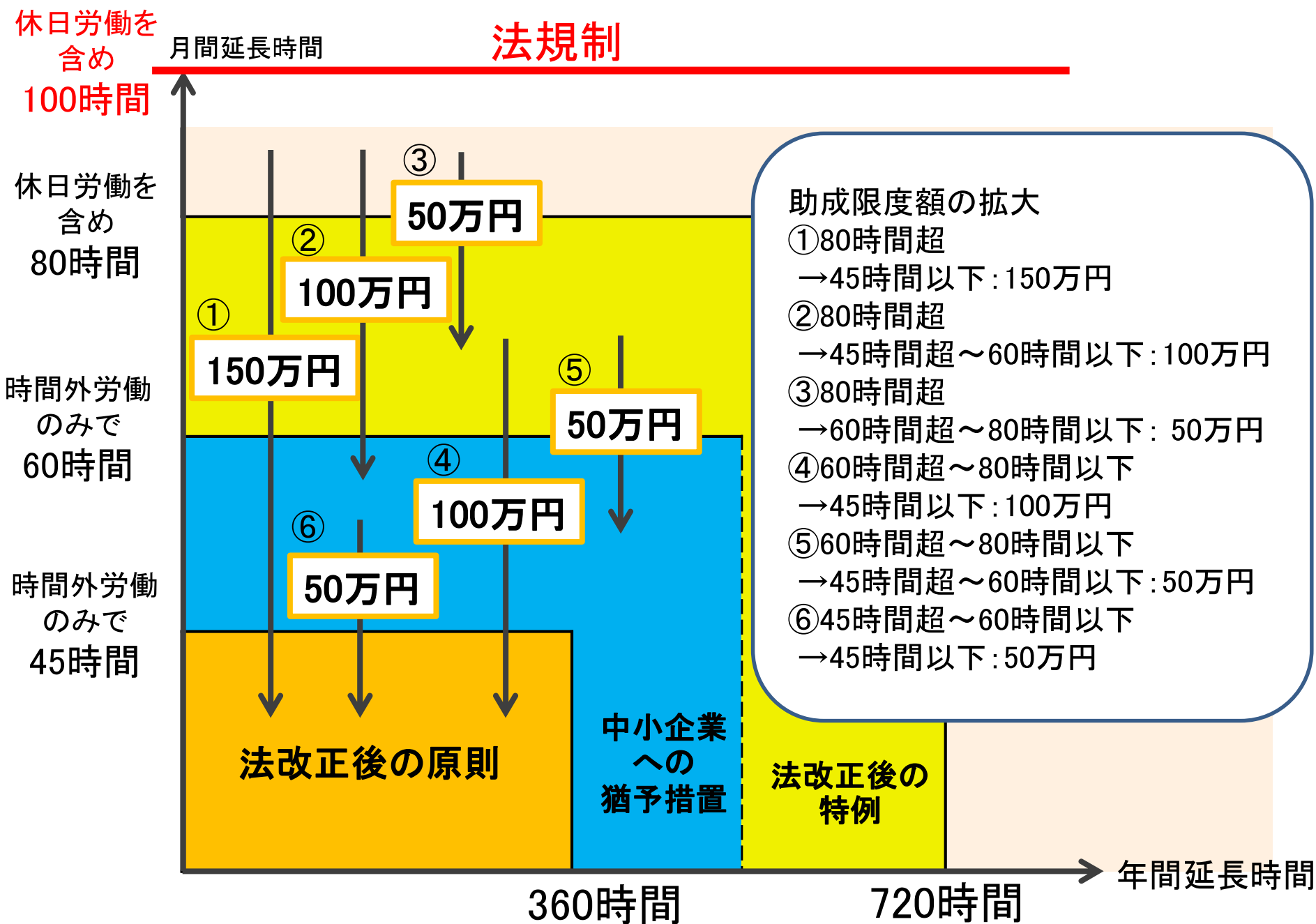
【成果目標】

- ①平成28年度又は平成29年度において、時間外労働に休日労働を合わせて月80時間を超える又は時間外労働で年720時間を超える特別条項付き36協定を締結していた事業場であって、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者を有した事業場(単月に複数名が行った場合を含む)が、平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働で月45時間以下かつ年360時間以下の上限設定を行い、労働基準監督署に提出すること
- ②平成28年度又は平成29年度において、時間外労働で月45時間を超えて時間外労働に休日労働を合わせて月80時間以下の又は時間外労働で年360時間を超えて720時間以下の特別条項付き36協定を締結していた事業場であって、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者を有した事業場(単月に複数名が行った場合を含む)が、平成30年度(又は平成31年度)に有効な36協定において、時間外労働で月45時間以下かつ年360時間以下の上限設定を行い、労働基準監督署に提出すること
- ③①又は②に加え、週休日を増加させ、週休2日制とすること

【助成率、上限額】

- ・費用の3/4を助成
※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
- ・成果目標①において、時間外労働で月45時間以下かつ年360時間以下に設定 ⇒ 上限150万円
※時間外労働で月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合は上限額100万円支給、時間外労働で月60時間を超えて時間外労働に休日労働を合わせて月80時間以下かつ時間外労働で年360時間を超えて720時間以下の設定に留まった場合は上限額50万円支給
- ・成果目標②において、時間外労働で月45時間以下かつ年360時間以下に設定 ⇒ 上限100万円
- ・さらに、週休2日制とした場合、度合いに応じて助成金の上限額を加算
⇒ 4週当たり 4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円
- ・上限額の合計は、200万円までとする。

時間外労働上限設定コースの助成金支給額のイメージ



時間外労働上限設定コースの 助成金(上乘せ)支給額のイメージ

		事業実施後			
週休日		4週あたり 5日	4週あたり 6日	4週あたり 7日	4週あたり 8日
事業 実施 前	4週あたり4日 完全週休1日制	1日増 (25万円)	2日増 (50万円)	3日増 (75万円)	4日増 (100万円)
	4週あたり5日 例:第4土曜及び日曜日が休日		1日増 (25万円)	2日増 (50万円)	3日増 (75万円)
	4週あたり6日 例:第2、第4土曜及び日曜が休日			1日増 (25万円)	2日増 (50万円)
	4週あたり7日 例:第1、第2、第4土曜及び日曜が休日				1日増 (25万円)